

第1条 部の設置

(1) 長与中学校に次の部活動をおく。

バレーボール男女、バスケットボール男女、卓球男女、バドミントン男女、ソフトテニス男女、軟式野球、柔道、剣道、サッカー、ラグビーフットボール、陸上競技男女、弓道、吹奏楽、美術

(2) 部活動設置基準

- ① 部の新設および廃止については検討委員会をつくる。
- ② 構成委員を会長、副会長、校長、教頭、部活動・中体連担当とする。
- ③ この会は会長が召集し、検討委員会で検討したものを総会で決定する。

第2条 部活動後援会の活動

(1) 部活動設置に関すること

部活動、部員数、顧問等を確認する。また、休部や廃部等、部活動編成に関する諸課題に対応する。

(2) 部活動指導に関すること

別に定める部活動規定に基づき、練習場所や練習時間、ノ一部活動デー等、練習全般にかかる指導の在り方について協議する。

(3) その他、本会の目的達成に必要な事項に関すること

保護者等へ、本会の目的とする部活動に対する認識を深める取組を検討する。

第3条 部活動の規定

(1) 顧問

顧問指導者は、当該校職員とする。

(2) 外部指導者

外部指導者はNSC（長与スポーツクラブ）と指導者契約を交わした者とする。

- ① 長期にわたり継続的に指導が可能で、適当と認められる場合、顧問・部長が推薦し、会長・校長が審査、承認の上、会長が委嘱する。
- ② 委嘱期間は4月1日～翌年3月31日までの1年間とする。

(3) 活動

- ① 部活動におけるすべての活動は、学校教育活動の一環として行うものとする。
- ② 部員（生徒）は、活動内容を顧問と話し合い、年間計画を立て、規則正しく活動を継続する。
- ③ 積極的に地域の行事やボランティア活動に参加し、地域貢献に努める。（町民一斉清掃、町民運動会）

(4) 活動時間

- ① 部活動は、平日の活動は定められた時間からの2時間までとし、下に示された下校時間を守るようにする。

通常時の活動終了時刻は、日没時刻との関連で次を基準とする。

月	完全下校時刻	月	完全下校時刻
4	18:30	10	18:00
5	18:30	11	17:30
6	18:30	12	17:30
7	18:30	1	17:30
8	別途	2	18:00
9	18:30	3	18:30

注1) 完全下校時刻には正門を出ること。

注2) 長期休業中については、別に定める。

注3) 1年生の体験入部期間は、終了時刻を17時30分とする。

- ② テスト前及び期間中は部活動のすべての活動を停止する。

(ア) 定期テスト…7日前から活動を停止する。

(イ) 実力テスト…3日前から活動を停止する。

※全国・県学力調査については、(イ)に準ずる。

- ③ 平日2回以上の休養日を設ける。

(5) 服装・身なり

- ① 活動時の服装・履物は、各部で定めたものとする。

- ② 通常の下校時の服装は原則として制服または体育時の服装とする。

(但し、各部で定めたユニフォームなどは、顧問の承諾を得て使用することができる。

なお、休日における活動の場合は登校も含まれる。)

(6) 施設・用具

- ① 施設は、学校の施設を開放し、主な用具は学校の用具を使用する。

(但し、破損や不備が生じた場合は、各部が責任を持って処置をすることとする。)

- ② 学校施設の使用規定については、別に定める。

(7) 傷害の補償

万一事故が発生した場合、日本スポーツ振興センターのスポーツ傷害保険の補償する範囲内で善処する。校外における部活動中の事故で事前届けがない場合は日本スポーツ振興センターによる補償ができない場合がある。外部指導者は、スポーツ安全保険に加入する。

(8) 入退部手続き

- ① 入部の際は、所定の「入部届」を提出する。(2、3年生も全員提出する。)

- ② 1年生は、生徒会の部活動紹介から、2週間を入部届提出期限とする。また、その間を見学・体験期間とし、制服または体操服で見学することができるものとする。(但し、見学の際は、顧問の承諾を得る。)

- ③ 「入部届」は、部活動紹介の後に全学年、学級で配布する。

- ④ 1年生は、入部届を顧問に提出し次第、活動に参加できるものとする。

- ⑤ 退部、転部の際は、顧問に退部届を提出する。ただし必要に応じて顧問及び関係者と協議を行う。

(9) 細則の運用と改訂

- ① 本細則の運用と改訂は、後援会があたる。
- ② 本細則に反する行動をする部員、中学生としてふさわしくない状態（著しい問題行動、学力低下など）にある部員に対しては、生徒指導部会を経て、対象部員の活動の一時停止、あるいは退部を決定することがある。
- ③ 本規約に反する活動をする部活動については、活動の停止、あるいは廃部を決定することがある。

(10) その他の申し合わせ事項

- ① 部員は、規約・細則を守り活動を円滑にする。
- ② 更衣は、各部で決められた場所で速やかに行い、校舎内に残らない。
- ③ 部活動中の軽い傷害については、各部活動で常備の救急箱を使用する。
- ④ 活動後は整備、後始末、戸締りをしっかり行う。
- ⑤ 活動中の傷害については、各部顧問が責任を持って処置する。また、顧問会や関係委員会
会で報告し、再発防止に努める。
(応急手当、学校長・保護者・担任との連絡、医療機関への手続き、スポーツ保険の手続き等)
- ⑥ 部活動顧問と学級担任との連絡を密にし、部員の活動を適正にする。
- ⑦ 長崎県中学校体育連盟の「長崎県中学校総合体育大会 出場選手心得」に記されている事項について、大会参加時だけでなく、日常から徹底すること。

第4条 会計

(1) 会費

- ① 会費は入部の際に500円を納入するものとする。
- ② 会費は返還しないことを原則とする。
- ③ 転部の場合は再度納入する必要はない。
- ④ 退部する時は退部届を、転部する時は転部届を、顧問を通じて部活動担当に提出する。

(2) その他

- ① 謝礼金については、外部指導者年間20,000円とする。
- ② 残金は、各部の活動費等にあてることができる。